

熊本県個人情報保護制度審議会結果(概要)

1 日 時 平成25年2月21日(木)午後1時30分から午後2時20分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館 審議会室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長、大江委員、立石委員、永尾委員

実施機関 熊本県教育委員会

教育政策課、学校人事課、県立図書館、熊本北高校、天草高校、球磨商業高校

熊本聾学校、熊本支援学校、菊池支援学校、苓北支援学校

事務局 県政情報文書課

取材、傍聴者なし

4 議事

(1) 防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について

(2) 熊本県個人情報保護制度審議会答申を受けた防犯カメラの運用状況(報告)

5 審議概要

- ・ 始めに、個人情報保護条例第7条の規定(収集の制限)について、事務局から説明があった。
- ・ 次に、諮問があった「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」8件に関して、実施機関から説明が行われた。
- ・ 委員から、「カメラの設置場所の選定理由は何か。」、「施設ごとにカメラの設置台数が違う理由は何か。」といった質問があり、実施機関から、「設置場所や設置台数は、防犯に効果的な場所、防犯に必要な必要最小限の台数としている。」との回答があった。
- ・ また、委員から「画像の閲覧は、事案が発生したときに限定するべきである。」、「閲覧した記録を保存しておくべきである。」等の意見が出された。
- ・ 審議の結果、諮問があった「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」8件については、「各委員の意見を参考に、管理要項案の見直しを行うこと。」との意見が付され、全会一致で承認された。
- ・ 最後に、「熊本県個人情報保護制度審議会答申を受けた防犯カメラの運用状況」について、事務局から報告が行われた。

以上